

◎新潟県告示第130号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（新潟地域振興局長）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年2月10日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 公共測量（県営経営体育成基盤整備事業上泉地区確定測量）
- 2 作業期間 平成28年5月23日から平成28年12月22日まで
- 3 作業地域 西蒲原郡弥彦村大字上泉ほか地内